# QUESTION ANSWER



## こんなときには、

## こんな手続きを





私は今年、20歳になります。国民年金に加入するように言われたのですが、必ず加入しなければならないのでしょうか。



日本に住んでいる 20 歳以上 60 歳 未満の人は国民年金に加入しなけれ ばなりません。加入者の種別は働き 方などによって次の3種類に分かれ ています。老後の生活保障や障害を 負ったときのためにも必ず加入手続 きをしてください。

種 別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	自営業、学生など	厚生年金や共済組合に加入 している会社員や公務員	第2号被保険者に扶養され ている配偶者
保険料の納め方	納付書や口座振替などによ り個人で納めます。保険料 は月額 15,100 円です	給与から職場の年金制度の 保険料を納めています。国 民年金保険料を個別で納め る必要はありません	配偶者の勤務先に届け出ていれば、自分で保険料を納める必要はありません
加入手続き	お住まいの市区町村役場に 自分で届け出ます	勤務先が年金事務所に届け 出ます	配偶者の勤務先が年金事務 所に届け出ます

国民年金の加入の種別が変更になったときには忘れずに届け出ましょう。また、住所が変更になった場合など次の表のような場合は変更を届け出てください。

#### ◆第1号被保険者(自営業・学生など)

こんなとき	変更後の種別	届け出先
会社員・公務員になった	第2号	勤務先
会社員・公務員と結婚し扶養さ れるようになった	第3号	配偶者の勤務先

#### ◆第2号被保険者(会社員・公務員など)

こんなとき	変更後の種別	届け出先
退職した	第1号	役場
会社員・公務員と結婚し扶養さ れるようになった	第3号	配偶者の勤務先

### ◆第3号被保険者(会社員・公務員に扶養されている配偶者)

こんなとき	変更後の種別	届け出先
扶養からはずれた	第1号	役場
配偶者が退職した	第1号	役場
会社員・公務員になった	第2号	勤務先

